



UAゼンセン 安全衛生トピック

発行：UAゼンセン
労働条件局
(2025年4月1日)

2025年度標語 気付こう自分目線の思い込み、伝えよう相手目線の思いやり

4月度標語 まあいいか! その油断が 事故の元

春の全国交通安全運動

運動期間 2025年4月6日(日)から15日(火)までの10日間
交通事故死ゼロを目指す日 2025年4月10日(木)

業務として自動車を使用する場合だけではなく、事業場によってはフォークリフトや場内移動で用いる自転車など、業務に関係する様々な場面で多くの車両が用いられており、交通安全の取り組みは重要です。内閣府では、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、自分自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することで、交通事故防止の徹底を図ることを目的とした春の全国交通安全運動を毎年実施しています。

事故件数と死者数は減少に転じる

警察庁の「令和6年(2024年12月末)における交通事故の発生状況について」によると、交通事故による人身事故発生件数は290,895件(一日当たり797件の事故が発生している計算)で前年より17,035件減少しました。

また、負傷者数は344,395人(一日当たり943人/前年比21,200人減)、交通事故死者数(右図参照)は2,663人(一日当たり7人/前年比15人減)と減少に転じました。交通事故死者数の傾向を見ると、65歳以上の高齢者の割合が56.8%(1,513人)と半分以上を占めています。

交通事故死者数の推移



交通労働災害は商業が最も多く発生

令和6年(2024年)に発生した交通労働災害(道路上及び事業場構内における自動車及び原動機付自転車の交通事故による労働災害)による死傷者は6,312件であり、労働災害の総件数122,812件の5.1%に当たります(2025年1月7日現在速報値)。業種別にみると、商業が1,409件と最も発生しており、これは運転を生業としている陸上貨物運送事業(758件)、交通運輸業(637件)よりも多い結果となっています。また、商業の中でも小売業が1,228件とその大半を占めています。UAゼンセンにおいては、2024年に2名の方が通勤途上災害により亡くなられています。

加盟組合における交通安全教育活動の取り組み

2024年労働環境総点検チェックリストの結果によれば、回答組合(804合)の83.8%の事業所で交通安全教育を日常活動として行っています。部門別では製造産業部門が89.6%、総合サービス部門が81.4%、流通部門が77.8%となっており、規模別では50人以上の事業場が85.9%対し、50人未満の事業場が71.2%と全体平均よりも低位であり、部門および規模ごとに活動差が生じています。



(雇い入れ時)安全衛生教育促進活動の促進

安全衛生教育促進活動期間：2025年4月30日まで

厚生労働省の後援のもと、中央労働災害防止協会が主唱して2024年12月1日から2025年4月30日の期間に推進している運動です。雇入れ時教育、新任の職長等を対象にした教育、配置転換で作業内容が変わった際の作業内容変更時教育や特別教育を含め、多くの教育が計画どおり出来ているでしょうか？法定安全衛生教育の徹底は、労働災害防止の上で極めて重要です。労働組合として自事業場に必要教育について改めて確認し、着実に実施されているかをチェックするようにしましょう。

法定安全衛生教育について

教育名	教育内容
雇入れ時教育 (59条1項)	雇入れ時に従事する業務に関する安全・衛生に関する、必要な知識等の教育
作業内容変更時教育 (59条2項)	作業内容を変更した者に対する、必要な知識等の教育
特別教育 (59条3項)	危険または有害な業務に従事する者に対する、必要な知識等の教育
職長等教育 (60条)	一定の作業について、新たな職務につくことになった職長等に対する、必要な知識等の教育
危険有害業務従事者に対する教育 (60条2項)	危険または有害業務に現に就いている者に対する、必要な知識等の教育

加盟組合における法(法定)安全衛生教育の実施について

雇入れ時における安全衛生教育は9割以上実施されているものの、事業場規模が小さくなるほどその割合は低くなる傾向にあり、10人未満事業場においては正社員でも7割に達していません。労働災害を発生させないためにも、自事業場での安全衛生教育活動の徹底を図りましょう。



部門／規模	回答数	雇入れ時安全衛生教育			管理監督者教育
		正社員	パート	派遣社員	
製造産業部門	339	98.2%	97.0%	98.2%	96.1%
流通部門	238	89.0%	89.8%	89.1%	90.0%
総合サービス部門	227	94.6%	94.9%	94.9%	92.3%
1,000人以上	191	96.7%	96.7%	98.8%	96.8%
300人～1,000人未満	184	97.7%	96.5%	96.2%	95.6%
50人～300人未満	316	95.4%	95.4%	95.1%	93.5%
10人～50人未満	101	85.7%	84.9%	82.8%	83.8%
10人未満	12	66.7%	50.0%	50.0%	72.7%
50人以上	691	96.4%	96.1%	96.5%	95.0%
50人未満	113	83.6%	81.9%	80.9%	82.7%
UAゼンセン	804	94.6%	94.3%	94.8%	93.3%

職場の熱中症 対策が義務化

～ 6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金 ～

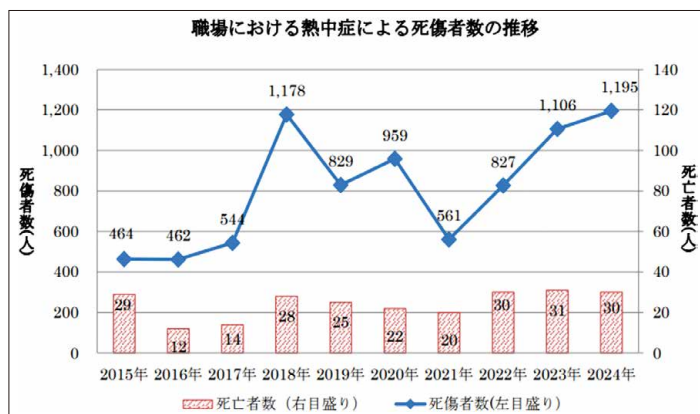
厚生労働省は3月12日、熱中症対策を罰則付きで事業者に義務付けると発表しました。近年の猛暑の影響により職場における熱中症のリスクが高まっており、労働者の健康を守る対策を強化するものです。

詳しくは、2025年4月に労働安全衛生規則の改定を経て6月から施行されるが、現時点で公表されている概要は、次のとおりです。

1. 義務化の背景と目的

労働政策審議会は3月12日、職場の熱中症対策を罰則付きで事業者に義務付けることを厚生労働大臣に答申しました。近年の猛暑の影響により職場における熱中症のリスクが高まっており、労働者の健康を守る対策を強化するものです。

2025年4月に安全衛生規則(安衛法第22条高温による健康障害防止義務の具体的措置を定める安衛規則)の改定を経て、6月1日から施行されます。



[資料出所:厚生労働省2025年1月17日時点速報値]

2. 対象作業

WBGT(湿球黒球温度)28度または気温31度以上の環境下において行われる作業で、継続して1時間以上、または1日当たり4時間を超える作業が対象になります。

※暑さ指数

WBGTの温度基準 [※]	注意事項 [※]
31℃以上「危険」	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
28～31℃未満「厳重警戒」	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
25～28℃未満「警戒」	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
25℃未満「注意」	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

3. 事業者が実施すべき対策

- 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、①「熱中症の自覚症状がある作業員」②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること
- 熱中症を生じるおそれのある作業を行う際に、①作業からの離脱 ②身体のコールド ③必要に応じて医師の診察や処置を受けさせること ④事業場における緊急連絡網、救急搬送先の連絡先および所在地等、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業所ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること
- 対策の内容を労働者に周知する

4. 違反した場合の罰則

義務化された熱中症対策を怠った場合、6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されることもあります。

企業への支援制度

企業が熱中症対策を講じるための支援策の詳細については、厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/index.html

UAゼンセン加盟組合での重大災害発生状況 ※2025年3月末時点

死亡災害／重大災害				火災・爆発事故	
事故の型	件数	死亡者	負傷者	件数	負傷者
合計	13件	2名	11名	1件	0名
はさまれ／巻き込まれ	9件	0名	9名		
転落	1件	1名	0名		
崩壊・倒壊	1件	1名	0名		
転倒	1件	0名	1名		
有害物との	1件	0名	1名		

(注) 1 2024年9月19日から2025年3月31日までにUAゼンセン本部へ報告があったもの。 2 「火災・爆発事故」は死亡者のない事故の件数と負傷者数。

厚生労働省「労働災害発生状況」 ※2025年3月7日 現在

業種	2025年(1月～2月)		2024年(1月～2月)		対2024年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減数(%)
全産業	12,512	100.0	12,246	100.0	266	2.2
製造業	2,638	21.1	2,641	21.6	-3	-0.1
鉱業	28	0.2	37	0.3	-9	-24.3
建設業	1,302	10.4	1,321	10.8	-19	-1.4
交通運輸事業陸上	370	3.0	336	2.7	34	10.1
貨物運送事業	1,621	13.0	1,632	13.3	-11	-0.7
港湾運送業	36	0.3	39	0.3	-3	-7.7
林業	135	1.1	145	1.2	-10	-6.9
農業、畜産・水産業	265	2.1	277	2.3	-12	-4.3
第三次産業	6,117	48.9	5,818	47.5	299	5.1

(第三次産業内訳)

第三次産業	6,117	100.0	5,818	100.0	299	5.1
商業	2,014	32.9	1,821	31.3	193	10.6
うち小売業	1,467	—	1,387	—	80	5.8
金融・広告	65	1.1	84	1.4	-19	-22.6
通信	312	5.1	349	6.0	-37	-10.6
保健衛生業	1,440	23.5	1,320	22.7	120	9.1
うち社会福祉施設	1,023	—	994	—	29	2.9
接客・娯楽	865	14.1	781	13.4	84	10.8
うち飲食店	450	—	444	—	6	1.4
清掃・と畜	656	10.7	718	12.3	-62	-8.6
警備業	234	3.8	218	3.7	16	7.3
その他	531	8.7	527	9.1	4	0.8

(注) 1 2025年1月1日から2025年2月28日までに発生した労働災害について、2025年3月7日までに報告があったものを集計したもの。
2 「—」は減少を示す。
3 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送事業と陸上貨物取扱業の合計値。
4 「第三次産業」については別掲。
5 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

4月の安全衛生行事

4月～9月	熱中症予防強化キャンペーン (環境省ほか)
4月6日～4月15日	春の全国交通安全運動(内閣府)
4月7日	世界保健デー(厚生労働省)
4月 28日	高圧ガス保安活動促進週間 (経済産業省)

2025年度春の安全衛生担当者学習会募集中

2024年度のUAゼンセン加盟組合における死亡災害は減少したものの、業務上災害および通勤途上災害の件数は増加している状況が続いており、労働災害の防止は喫緊の課題と言えます。労働災害防止を実現するためには、災害発生の仕組みを学ぶとともに、労働安全に関する合理的な管理体制を構築することが不可欠となります。
今回は、下記内容にて労働安全に関する学習会を企画しました。是非、ご参加ください！！

と き 2025年5月21日(水) 13時30分 ～ 16時30分

と ころ UAゼンセン本部会館2F大会議室(+WEB配信)

内 容 ①労働安全衛生法の改正動向(講師:厚生労働省)
②労働災害防止のための合理的な安全管理体制の構築(講師:労働安全コンサルタント)
③加盟組合の事例発表